

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成27年11月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500110 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500017 号

第1 結論

昭和 53 年 5 月から平成 9 年 5 月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 5 月から平成 9 年 5 月まで

私は、請求期間当初、国民年金保険料を徴収に来ていた A 市の職員の勧めで、付加年金制度に加入し、以後、付加保険料を納付していたのに、定額保険料は納付済みとされているが付加保険料は未納とされており、納得がいかないの、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 53 年 5 月頃に、巡回して国民年金保険料を徴収していた A 市の職員に付加保険料納付の申出を行い、以後、当該職員に現金で定額保険料と併せて付加保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、請求者は、付加年金制度への加入申出を行ったことを証明する加入時の年金手帳は保管しておらず、現在、請求者が保管している年金手帳からは付加保険料納付を申し出た年月日について確認できない。

また、請求者が主張するとおり昭和 53 年 5 月に付加年金制度に加入したとすると、同一年度内に付加保険料納付の記録がある期間と納付の記録がない期間がそれぞれ存在することとなり、こうした特殊の記録が記載された国民年金被保険者台帳（以下「特殊台帳」という。）が保管されている必要があるが、当該期間についての請求者の特殊台帳が確認できない。

さらに、請求者は、請求期間当時から現在まで A 市に居住しており、同市は、定額保険料と付加保険料とは一枚の納付書で合計額を納付する仕組みであったと回答していることから、請求者の記録が、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、定額保険料については納付済みとなり、付加保険料については未納となることは考え難い。

加えて、請求者の付加保険料納付の状況について、請求者が事情を承知しているとして名前を挙げた親族及び知人に照会したが、二人からは、「請求者から付加保険料を納付していたと聞いた。」あるいは「請求者から付加年金制度に加入したと聞いた。」との回答はあったものの、付加保険料の納付を確認できる具体的な回答は得られなかった。

その上、請求期間は229か月と長期間であり、A市及び社会保険事務所（当時）においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間について付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間について、請求者が付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500115 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500055 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月から昭和 46 年 12 月頃まで
② 昭和 53 年 9 月 1 日から昭和 54 年 10 月 31 日まで

請求期間①について、A 社の社員として、C 店内の D 売り場に勤務（途中で、E 店に異動）したが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

請求期間②について、F 地にあった B 社の社員として、G 店の売り場に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の被保険者記録から、請求者は、請求期間①のうち、昭和 45 年 11 月 19 日から昭和 46 年 10 月 9 日までの期間、A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社は平成 5 年 6 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該事業所の後継事業所の代理人は、「A 社は、平成 5 年頃全従業員を解雇し、実質的な休眠会社となっている。それ以前に退職した者に係る資料は残っていない。」旨を回答しており、請求者の請求期間①に係る給与からの厚生年金保険料控除が確認できない。

また、A 社において、請求期間①当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者 10 人に文書照会をしたところ、6 人から回答があり、うち二人は請求者を記憶しているが、当該二人は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたか否か分からない旨を陳述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間①当時、請求者の氏名の記録はなく、当該被保険者名簿の「健保証の番号」に欠番もない。

請求期間②について、B社F支店において、請求期間②当時に、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者16人に文書照会をしたところ、9人から回答があり、そのうちの一人は、「請求者を覚えている。請求者の請求期間②に係る給与からの厚生年金保険料控除については知らない。」と陳述していることから、請求者の勤務は推認できるものの、勤務期間は特定できず、保険料控除も確認できない。

また、請求者は、「F地にあったB社の社員として、G店の売り場に販売員の身分で勤務した。」と陳述しているところ、同社は、「厚生年金保険に加入している方の記録は全て残っているが、当該記録の中に請求者の氏名はなく、請求者が在籍していたか否かは不明である。仮に在籍していたとしても、厚生年金保険に加入していなかったと思われる。」と陳述しており、請求者の請求期間②に係る給与からの厚生年金保険料控除は確認できない。

さらに、B社F支店に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間②当時、請求者の氏名の記録はなく、当該被保険者名簿の「健保証の番号」に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500085 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500056 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 1 日まで

私は、平成 15 年 4 月から平成 17 年 2 月まで A 社に勤務し、給与は手取り額で 18 万円程度であったが、当該期間の標準報酬月額は 11 万円と記録されており、実際に支給されていた給与月額より低い額となっているので、調査の上、標準報酬月額を見直ししてほしい。

第 3 判断の理由

請求者が請求期間に勤務していた A 社から給与振込があったとする金融機関から提出された「預金口座元帳」によると、入社月を除く平成 15 年 5 月から平成 17 年 2 月までにおける同社からの給与の振込額は 18 万円前後であることが確認できる上、請求者の離職（平成 17 年 2 月 28 日）に伴う雇用保険の失業等給付の離職時賃金日額 7,387 円から、離職前 6 か月間の 1 か月あたりの賃金総額は 22 万 1,610 円（離職時賃金日額に 30 を乗じた額）であったことが推認できることから、請求者は、請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額 11 万円より高い報酬月額が同社から支給されていたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は、「請求期間の賃金台帳等の給与の支給月額等が分かる資料は、文書の保存期間（7 年）が過ぎて廃棄しており、請求者の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額は不明である。」と回答しており、請求者の請求期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A 社のオンライン記録から、請求期間に同社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 24 名に同僚照会したが、回答のあった 5 名は、「厚生年金保険料の控除額について、控除が分かる給与明細書等の資料が一切無く、控除額も分からない。」としており、具体的な陳述が得られない。

なお、A社から提出された請求者の請求期間における「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の記録はオンライン記録と一致している上、オンライン記録に請求期間の標準報酬月額が遡及訂正された形跡も見当たらない。

このほか、請求期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認又は推認できる関連資料（給与明細書、源泉徴収票及び確定申告書等）は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500116 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500057 号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 33 年 5 月頃から昭和 34 年 5 月頃まで

私は、卒業した中学校の紹介でB市にあった事業主の姓で始まるF事業の事業所に就職し、昭和 33 年 5 月頃から昭和 34 年 5 月頃までD職として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

なお、請求期間当時は、事業所の近くにあった事業主宅に住込みで勤務していた。

第3 判断の理由

請求者が記憶する事業主の姓が商号にある事業所を、事業所名簿検索システムにより検索すると、請求期間にB市において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から、同事業所の所在地は、請求者の戸籍の附票に記載された住所地（B市*番地E氏方）に隣接した住所であることが確認できる。

さらに、上記の被保険者名簿から、請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元従業員は、「A事業所はF事業の事業所であって、事業主関係者（E氏）宅に住込みで勤務していた従業員がいた。」と陳述しており、当該従業員が記憶する事業主関係者の氏名は、上記の附票の住所地に記載されている家主名と一致する。

これらのことから判断すると、請求者の記憶する事業所は「A事業所」であったと考えられ、請求者は同事業所の業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者は、勤務した当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、F事業の事業所に1年程度在籍し、退職後はC市に帰郷したと陳述しているものの、上記の附票をみると、昭和 33 年 4 月 10 日にB市に転入し、3か月後の同年 7 月 30 日にC市に転出していることが確認できるなど請求者の記憶が明確でない上、上記の元従業

員も請求者が勤務したことを覚えていないと陳述していることから、請求者の勤務実態について確認することができない。

また、上記の元従業員のA事業所における厚生年金保険の加入記録は、昭和31年4月1日に資格取得していることが確認でき、当該従業員は、「中学校を卒業（昭和30年3月）するとすぐにA事業所に就職し、当初はD職の見習いであった。」旨の陳述をしており、請求期間当時、同事業所では、必ずしも全ての従業員を就職と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いとなっていない状況がうかがえる。

さらに、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の生年月日等が不明のため、事業主を特定することができず、請求者の請求期間における厚生年金保険料控除等を確認できないほか、同事業所の被保険者名簿に、請求者の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。